



～剣淵町地域包括支援センターからのお知らせ～

平成29年
4月から

介護予防・日常生活支援 総合事業が始まります

介護保険制度の改正に伴い、「介護予防・日常生活支援総合事業（以下『**総合事業**』）」が創設され、市町村が主体となって「総合事業」を行うこととなりました。剣淵町では平成29年4月から新たなサービスが利用できるようになります。

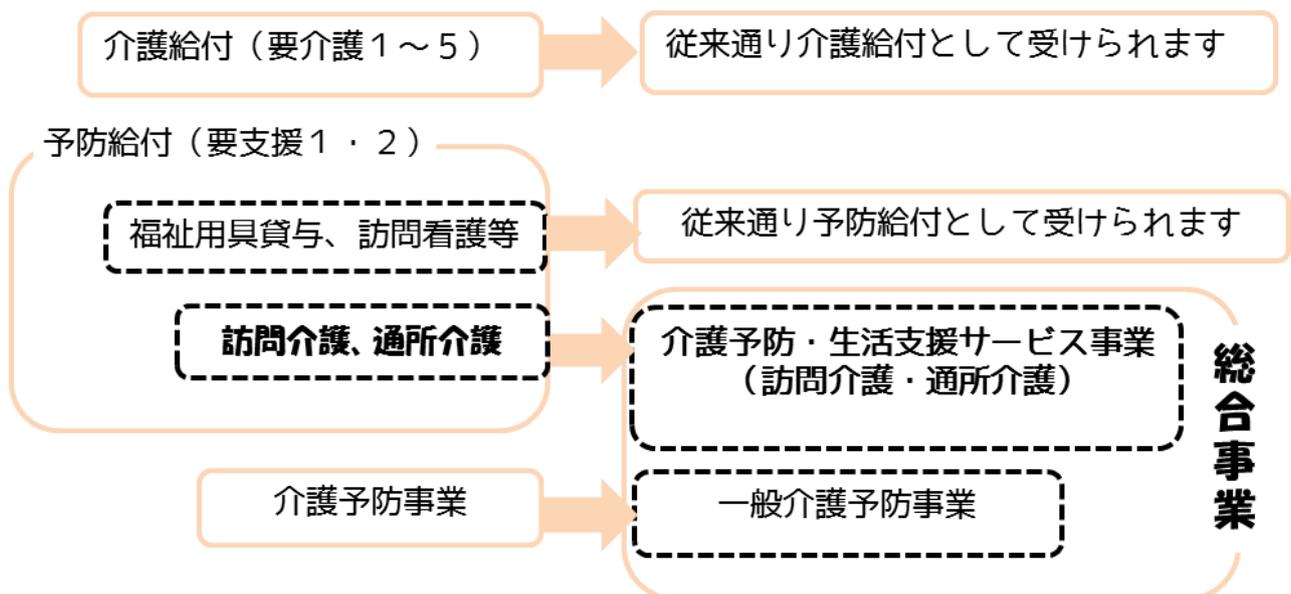
総合事業は、要支援1・2と事業対象者*が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と 65歳以上の全ての方が利用できる「一般介護予防事業」で構成され、65歳以上の方の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的としています。

町民の皆様が、高齢となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、介護予防と日常生活の自立に向けた支援を行うとともに、地域における支え合いの体制づくりを進めます。総合事業を利用してできる限り、介護を必要としない、自立した生活を送りましょう。

※事業対象者：基本チェックリスト(質問票)で判定します

平成29年3月まで

平成29年4月から



総合事業 利用のながれ

剣淵町地域包括支援センター窓口へ
相談する(65歳以上の方)



要介護認定を受ける

基本チェックリストを受ける

要介護
1~5の人

要支援
1~2の人

非該当

該当

非該当

介護保険の
介護サービス

介護保険の
介護予防サービス



介護予防・生活支援サービス事業の利用

一般介護予防事業の利用

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

対象者

- 要支援 1・2 の認定を受けている人
- 65 歳以上の基本チェックリスト該当者(事業対象者)

サービス内容

●訪問型サービス（ホームヘルプ）

訪問介護員（ヘルパー）による身体介護（食事、入浴等）や生活援助（掃除、洗濯等）。新たに短時間サービス(1回20分以内)が加わりました。



●通所型サービス（デイサービス）

食事、入浴等の介護やレクリエーション等の日帰りサービス。町内では、ひらなみ荘デイサービスに加えて、デイサービス「りんどう」（社会福祉協議会）が創設されました。

●生活支援サービス

栄養改善を目的とした配食サービス。

一般介護予防事業

対象者

- すべての 65 歳以上の方

サービス内容

運動機能向上のための「元気はつらつくらぶ」「しゃきっと体操くらぶ」をはじめ、講演会や「貯筋体操」「ふまねっとくらぶ」「元気アップ教室」の開催。地区ごとに月に1回実施されているサロン事業への参加もできます。



お問い合わせ先

剣淵町地域包括支援センター
電話 34-3955